

## 年休5日取得義務だけど皆大丈夫？

2018年6月29日に可決された働き方改革関連法案によって、2019年4月から会社は、有給休暇を毎年5日間、時期を指定して有給休暇を取得させることが義務付けられました。その際の取得時期に当たっては、労働者の意見を尊重するように会社は努めなければなりません。

もし、年5日の有給休暇を会社は取得させなかった場合、1人につき30万円以下の罰金に処せられます。

## JR貨物は大丈夫？

慢性的な要員不足の中のリーダー研修等により、年休がまともに取れない状況が続いています。そんな中で、「お前は5日取ったからもういいだろう！」と年休抑制のようなことにはなっていないでしょうか？

そもそも、付与分の年休を消化できない要員基準がおかしいのではないのでしょうか？

**【年休というのは、理由問わず好きな時に取得できる制度です】**

労働者の権利を学び、職場でおかしい事があれば青年部一致団結して声を挙げ是正していこう！！